

○農林水産省告示第二千二百二十八号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十三の規定に基づき、エジプトから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レテイクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・バラデイシ、マンダリンその他のシトラス・レテイクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

一 植物

令和二年十一月二日

農林水産大臣 野上浩太郎

オレンジその他のシトラス・シネンシス（以下「オレンジ等」という。）、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レテイクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種（以下「マンダリンとオレンジ」という。）、レモンその他のシトラス・リモン（以下「レモン等」という。）、グレープフルーツその他のシトラス・バラデイシ（以下「グレープフルーツ等」という。）、

マンダリンその他のシトラス・レテイクラタ（以下「マンダリン等」という。）及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナ（以下「クレメンティン等」という。）の生果実であつて、エジプトで生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物として輸入されたものであること。
生産地における検査及び証明

(一) エジプト植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検査有害動植物が付着していないことを認め、又は信する旨の記載がされているエジプト植物防疫機関が発行した植物検査証明書が添付されたものであること。

(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。
イ 五の消毒が行われたものであること。

四 封印

海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）には、各低温処理コンテナごとにエジプト植物防疫機関による封印がなされていること。

五 消毒

(一) 低温処理コンテナにおいて、次の方法による消毒が行われたものであること。

ア オレンジ等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となった後、引き続き一六日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となった後、引き続き二十日間その温度以下で消毒すること。
イ マンダリンとオレンジとの交雑種等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となった後、引き続き十八日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となった後、引き続き二十日間その温度以下で消毒すること。

ウ レモン等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となった後、引き続き十六日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となった後、引き続き十八日間その温度以下で消毒すること。

エ グレープフルーツ等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となった後、引き続き十九日間その温度以下で消毒し、又は生果実の中心部が摂氏三・〇度となった後、引き続き二十三日間その温度以下で消毒すること。

オ マンダリン等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となった後、引き続き二十三日間その温度以下で消毒すること。

カ クレメンティン等については、生果実の中心部が摂氏二・〇度となった後、引き続き十六日間その温度以下で消毒すること。

(二) 低温処理コンテナは、あらかじめエジプト植物防疫機関により(一)の消毒のために適切な設備を有するものとして指定されたものであること。

六 植物防疫官による確認

(一) 三の(一)の検査及び五の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。
(二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、エジプト植物防疫機関と共同して、輸出港においては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

七 表示

三の(一)の検査及び五の消毒が行われた生果実の各こん包には、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。